

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	89
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	89
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	89
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	90
○森林法による通知に代える公示(2件)……………	(治山課)	90
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	90

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定……………	(維持管理防災課)	91
-------------------------	-----------	----

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………		91
----------------------------	--	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(3件)……………		93
----------------------------	--	----

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		94
------------------------	--	----

告 示

北海道告示第233号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成30年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 上川郡上川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第234号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成30年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 釧路市阿寒町東舌辛東7の14・10の1322・10の1324・10の1325(以上4筆国有林)
- 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第235号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年3月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町(次の図に示す部分に限る。)
の所在場所
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新ひだか町(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を日高町役場の掲示場に掲示した。

平成30年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成30年北海道告示第176号
- 2 所在が不明な者 岡田 司

北海道告示第238号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を森町役場の掲示場に掲示した。

平成30年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成30年北海道告示第175号
- 2 所在が不明な者 岡部 五郎

北海道告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項
 - (1) 都市計画の種類 区域区分
 - (2) 都市計画を定めた土地の区域
 - ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 恵庭市南島松の一部
 - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 なし

2 函館圏都市計画区域区分に係る事項 (1) 都市計画の種類 区域区分 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 函館市浅野町の一部 イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域 なし 3 函館圏都市計画臨港地区に係る事項 (1) 都市計画の種類 臨港地区 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 追加する土地の区域 函館市浅野町の一部 イ 除外する土地の区域 なし	平成30年 3 月27日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車（公共応急作業車）の賃貸借（函館建設管理部今金出張所） 1 台分 一式 2 落札を決定した日 平成30年 3 月13日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京都千代田区外神田 4 丁目14番 1 号 (2) 住 所 日本カーソリューションズ株式会社 4 落札金額 43,848円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年 1 月30日付け北海道渡島総合振興局告示第 7 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号
公 表 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成30年 3 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 水 系 名 河 川 名 関 覧 場 所 一級河川石狩川 柏 木 川 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課及び千歳出張所 二級河川余市川 余 市 川 北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課及び余市出張所 二級河川古平川 古 平 川 同 二級河川朱太川 朱 太 川 北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課及び蘭越出張所 一級河川常呂川 訓子府川 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室維持管理課及び北見出張所	北海道オホーツク総合振興局告示第72号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年 3 月27日 北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一 1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）及び数量 (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式 (2) 調達台数及び調達予定数量 ア 入札番号 1 1 台及び月平均複写予定枚数 1,800枚 イ 入札番号 2 1 台及び月平均複写予定枚数 11,800枚 ウ 入札番号 3 1 台及び月平均複写予定枚数 11,400枚 エ 入札番号 4 1 台及び月平均複写予定枚数 24,300枚 オ 入札番号 5 1 台及び月平均複写予定枚数 40,500枚 カ 入札番号 6 1 台及び月平均複写予定枚数 6,400枚 キ 入札番号 7 1 台及び月平均複写予定枚数 モノクロ3,700枚、フルカラー7,400枚 ク 入札番号 8 1 台及び月平均複写予定枚数 モノクロ4,300枚、フルカラー4,600枚
総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第63号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	

ケ 入札番号9 1台及び月平均複写予定枚数		モノカラー1,300枚 モノクロ6,900枚、フルカラー3,200枚		
2 落札を決定した日			15,001枚から25,000枚まで 2.50円	
平成30年2月26日			25,001枚以上 2.00円	
3 落札者の氏名及び住所			オ 基本料金 25,000円	
(1) 1のア			複写料金 20,000枚まで 2.50円	
ア 氏 名 小林株式会社			20,001枚から40,000枚まで 2.00円	
イ 住 所 北見市大通西6丁目2番地			40,001枚以上 2.00円	
(2) 1のイ、ウ及びキ、ク			カ 基本料金 23,500円	
ア 氏 名 北日本事務機株式会社			複写料金 3,000枚まで 3.00円	
イ 住 所 北見市光西町167番地48			3,001枚から8,000枚まで 3.00円	
(3) 1のエ及びカ			8,001枚以上 2.50円	
ア 氏 名 株式会社オフィスワン			キ 基本料金 19,000円	
イ 住 所 網走市新町1丁目1番8号			複写料金 (モノクロ) 1,500枚まで 3.00円	
(4) 1のオ			1,501枚から3,000枚まで 2.80円	
ア 氏 名 株式会社小柳中央堂			3,001枚以上 2.60円	
イ 住 所 北見市卸町1丁目5番地1			複写料金 (カラー) 5,000枚まで 10.00円	
(5) 1のケ			5,001枚から10,000枚まで 10.00円	
ア 氏 名 株式会社白野商店			10,001枚以上 9.00円	
イ 住 所 紋別市本町2丁目1番23号			ク 基本料金 19,000円	
4 落札金額			複写料金 (モノクロ) 3,000枚まで 3.00円	
ア 基本料金 11,000円			3,001枚から5,000枚まで 2.80円	
複写料金 500枚まで 2.85円			5,001枚以上 2.60円	
501枚から1,500枚まで 2.85円			複写料金 (カラー) 3,000枚まで 10.00円	
1,501枚以上 2.85円			3,001枚から5,000枚まで 10.00円	
イ 基本料金 24,000円			5,001枚以上 9.00円	
複写料金 5,000枚まで 3.00円			複写料金 (モノカラー) 500枚まで 3.80円	
5,001枚から10,000枚まで 2.80円			501枚から1,500枚まで 3.60円	
10,001枚以上 2.60円			1,501枚以上 3.40円	
ウ 基本料金 24,000円			ケ 基本料金 15,000円	
複写料金 5,000枚まで 3.00円			複写料金 (モノクロ) 3,000枚まで 2.80円	
5,001枚から10,000枚まで 2.80円			3,001枚から8,000枚まで 2.80円	
10,001枚以上 2.60円			8,001枚以上 2.80円	
エ 基本料金 23,500円			複写料金 (カラー) 1,500枚まで 18.00円	
複写料金 15,000枚まで 2.80円			1,501枚から4,000枚まで 18.00円	
			4,001枚以上 18.00円	
			5 契約の相手方を決定した手続	

一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年1月17日付け北海道オホーツク総合振興局告示第7号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目	4 落札金額 (1) 1の(2)のアからエまで ア 基本料金 0円 イ 1枚当たりの複写料金 0.93円 (2) 1の(2)のオ ア 基本料金 0円 イ 1枚当たりの複写料金 0.90円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年1月16日付け北海道教育庁石狩教育局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第21号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年3月27日 北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功 1 落札に係る物品等の名称（1台1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び数量 (1) 道立学校等複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） (2) 調達台数及び調達予定枚数 ア A地区 13台分 一式（1月当たり122,300枚） イ B地区 13台分 一式（1月当たり98,800枚） ウ C地区 15台分 一式（1月当たり126,000枚） エ D地区 12台分 一式（1月当たり134,200枚） オ E地区 14台分 一式（1月当たり172,000枚） 2 落札を決定した日 平成30年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(2)のア、ウ及びエ ア 氏 名 株式会社エム・マツバラ イ 住 所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号 (2) 1の(2)のイ ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地 (3) 1の(2)のオ ア 氏 名 株式会社玉柳 イ 住 所 小樽市入船3丁目16番18号	北海道教育庁上川教育局告示第29号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年3月27日 北海道教育庁上川教育局長 中 島 康 則 1 落札に係る物品等の名称（1月1台当たりの基本料金及び1枚当たりの単価）及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 複写機及びその附属品の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） (2) 調達台数及び調達予定枚数 18台及び1月1台当たり12,625枚 2 落札を決定した日 平成30年3月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社栄進堂 (2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号 4 落札金額 (1) 1月1台当たりの基本料金 1,250円 (2) 1枚当たりの単価 0円70銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の告示 平成30年1月23日付け北海道教育庁上川教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁十勝教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

平成30年3月27日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1(1) 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- ア A重油その1 116,000リットル
イ A重油その2 51,000リットル
ウ A重油その4 90,000リットル
エ A重油その5 144,000リットル
オ 灯 油その1 95,000リットル
カ 灯 油その2 20,000リットル

(2) 落札を決定した日

平成30年3月14日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 1の(1)のア及びウ

- (ア) 氏 名 三洋興熱株式会社
(イ) 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地

イ 1の(1)のイ

- (ア) 氏 名 株式会社晃陽燃料
(イ) 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9

ウ 1の(1)のエ

- (ア) 氏 名 北海道エネルギー株式会社
(イ) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

エ 1の(1)のオ

- (ア) 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社
(イ) 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2

オ 1の(1)のカ

- (ア) 氏 名 有限会社増田商店
(イ) 住 所 河西郡更別村字更別南1線91番地

(4) 落札金額

ア 57.50円

イ 70円

ウ 57.50円

エ 58.30円

オ 59.40円

カ 73.50円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成30年1月30日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号

2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

A重油その3 128,000リットル

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月14日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 三洋興熱株式会社

イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地

(4) 随意契約に係る契約金額

57.20円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察旭川方面本部告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月27日

北海道警察旭川方面本部長 中 林 厚

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

- (1) デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。） 一式

(2) 調達台数及び調達予定数量 14台及び1月当たり288,800枚

2 落札を決定した日

平成30年3月9日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社栄進堂

(2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号

4 落札金額

(1) 基本料金一式 34,500円

(2) 複写料金1枚以上1枚当たり 0.68円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年1月26日付け北海道警察旭川方面本部告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課

(2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地6
